

都が行う大都市事務の概要

本資料は、一般的には市町村が行う事務(道府県と競合する事務を含む。)のうち、東京都が行っている事務の一部を例示として、事業の概要、沿革等を整理したものである。

平成15年12月

(財)特別区協議会 調査研究部 調査研究課

目 次

第 1	上水道事務	・ ・ ・ ・ ・	1
第 2	下水道事務	・ ・ ・ ・ ・	6
第 3	港湾事務	・ ・ ・ ・ ・	10
第 4	病院事務	・ ・ ・ ・ ・	14
第 5	消防事務	・ ・ ・ ・ ・	16
(参考)	警察事務	・ ・ ・ ・ ・	19

(注)

- (1) 第 1、第 2、第 5 は、法令に根拠を置いて都が行う事務
- (2) 第 3、第 4 は、任意事務（法令に事務分担の根拠がないため、道府県と市町村の双方が実施可能な事務）
大都市事務の考え方、範囲を巡って、都区で見解が相違する。
- (3) (参考)警察事務は、府県事務

第1 上水道事務

1 事務事業主体の根拠法令

上水道関係

水道法（昭和32年法律第177号）

（責務）

第2条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

第2条の2 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を営営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。

（用語の定義）

第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

5 この法律において「水道事業者」とは、第6条第1項の規定による認可を受けて水道事業を営営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第26条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を営営する者をいう。

第5条の2 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため水道の広域的な整備を図る必要があると認めるときは、関係地方公共団体と共同して、水道の広域的な整備に関する基本計画（以下「広域的水道整備計画」という。）を定めるべきことを都道府県知事に要請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による要請があつた場合において、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体と協議し、かつ、当該都道府県の議会の同意を得て、広域的水道整備計画を定めるものとする。

（事業の認可及び経営主体）

第6条 水道事業を営営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 水道事業は、原則として市町村が営営するものとし、市町村以外の者は、

給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。

(保健所を設置する市又は特別区に関する読替え等)

第 48 条の 2 保健所を設置する市又は特別区の区域においては、第 32 条、第 33 条第 1 項、第 3 項及び第 5 項、第 34 条第 1 項の規定により読み替えて準用される第 13 条第 1 項及び第 24 条の 3 第 2 項、第 36 条、第 37 条並びに第 39 条第 2 項及び第 3 項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えられた場合における前条の規定の適用については、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長を都道府県知事と、保健所を設置する市又は特別区を都道府県とみなす。

(特別区に関する読替)

第 49 条 特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

地方公営企業法 (昭和 27 年法律第 292 号)

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第 2 条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

水道事業(簡易水道事業を除く。)

工業用水道事業

工業用水道関係

工業用水法 (昭和 31 年法律第 146 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、特定の地域について、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もつてその地域における工業の健全な発達と地盤の沈下の防止に資することを目的とする。

工業用水道事業法 (昭和 33 年法律第 84 号)

(事業の届出及び許可)

第 3 条 地方公共団体は、工業用水道事業を営もうとするときは、その工業用水道施設の設置の工事の開始の日の六十日前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 地方公共団体以外の者は、工業用水道事業を営もうとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

東京都工業用水道条例（昭和38年東京都条例第72号）

（目的）

第1条 この条例は、東京都（以下「都」という。）の工業用水道の給水区域、料金、給水装置工事の費用負担区分その他の供給条件を定め、その適正な運営によつて地盤沈下の防止に資することを目的とする。

（給水区域）

第3条 給水区域は、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区及び江戸川区の区域とする。

2 沿革・経緯

特別区の区域の上水道

明治23年 明治維新後の上水の汚染やコレラの流行を受けて、政府は水道事業の整備による衛生環境の維持をはかるため水道条例（明治23年法律第9号）を制定した。

明治31年 東京市が建設した神田・日本橋両区で近代水道が通水を開始した。

昭和7年 東京市は隣接5郡82町村を編入し、町村営水道民営水道の統合・買収により東京市営水道として一元化した。

昭和20年 特別区の区域における水道はひとつとなり、現在の水道の原型が出来た。

昭和24年 地方自治法改正により普通地方公共団体の処理すべき事務の例示として「上水道その他の給水事業」（第2条）が挙げられ、さらに「水道条例の定めるところにより、水道を布設し、水道を改良し、布設した水道について共用給水器及び消火栓を設置する等の事務を行うことは」（同条第5項による別表第2）市町村が処理しなければならない事務とされた。

東京都が市町村事務の水道事業を行っていたのは、地方自治法附則第2条により、旧東京都制第191条がなお効力を有することとされ、同条による「他ノ法律中 市 トアルノハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ為ス場合ヲ除クノ外 都（等）ヲ含ムモノトシ其ノ他市ニ係ル規定ニ付之ニ準ズルモノトス」との規定により、都が市として取り扱われることによる。特別区についても原則として市と同様の規定が適用された（同法281条第2項）。

昭和27年 地方自治法改正により特別区の手事は制限列挙され市町村手事は原則として都が行うことになった。また、同年の地方公営企業法の制定により、地方公共団体の経営する水道事業には同法が適用され、東京都公営企業組織条例が定められた。

昭和32年 水道法が制定される。同法により「水道事業は、原則として市町村が経営するもの」（同法第6条第2項）とし、例外規定として「特別区の存す

る区域においては、この法律中『市町村』とあるのは、『都』と読み替えるものとする」(同法第 49 条)とし、都の事務となり、現在に至っている。

多摩地区の上水道

多摩地区の上水道は、昭和初期に八王子と青梅が給水を開始し、ほとんどの自治体が昭和 30 年前後に給水を開始した。水源の大部分を地下水に依存していたため、急激な都市化や工業用の揚水による地下水位の低下による水源確保の問題が発生した。

昭和 45 年水道事業調査会が「東京都多摩地区と 23 特別区部との格差是正措置に関する助言」を行い、昭和 46 年「多摩地区水道事業の都営一元化計画」及び「同実施計画」が策定された。

以後、昭和 48 年の第 1 次統合(小平市・狛江市・東大和市・武蔵村山市)から平成 14 年第 9 次統合(三鷹市)まで 25 市町が一元化された。

現在、独自水道事業を行っているのは、武蔵野市、昭島市、羽村市の 3 市である(計画外の町村は除く)。3 市には、東京都が水源不足などの理由から暫定分水を行っている。

工業用水道

東京の地盤沈下は、明治時代の末期に始まり、戦後の高度成長に伴い拡大の一途をたどってきた。

国は、昭和 31 年に工業用水法、昭和 33 年に工業用水道事業法を制定し、工業用水としての地下水の使用を規制して、工業用水道事業を運営する道が開かれた。

都は、昭和 35 年に江東区工業用水事業(江東区・墨田区・荒川区の全域、江戸川区・足立区の一部で、昭和 39 年に給水開始)を、昭和 36 年に城北地区工業用水道事業(板橋区・北区・葛飾区の全域、足立区の大部分で、昭和 46 年に給水開始)を庁議決定し建設に着手した。

昭和 38 年、東京都工業用水道条例を制定した。この結果、昭和 50 年代以降、地盤沈下はほぼ沈静化し所要の目的は達成された。

平成 9 年から、都は工場の都外への移転、節水等により工業用水の需要が減少したことに伴い 2 地区の事業の統合等の経営改善を図った。

水道事業は、原則として市町村が経営するものであるが特別区内の事業は読み替え規程(水道法第 49 条)により東京都水道局が行っている。区部については読み替え規程により都が大都市事務として行っており、多摩地区(一部を除く。)については委託により実質的には東京都水道局が一元管理し安定的な水源の確保を行っている。

東京都以外で水道事業を県が行う例として、神奈川県企業庁は、湘南、県央、県北、及び箱根地区の 12 市 10 町を給水区域とする広域的な事業を經營し、千葉県水道局は千葉市、市川市、船橋市等 11 市 2 村を給水区域とする広域的な事業を經營している。

別添資料

- ・ 水道局の組織図
- ・ 職員配置表
- ・ 施設概況
- ・ 平成 15 年度予算（上水道・工業用水道）
- ・ 平成 14 年度決算（上水道・工業用水道）
- ・ 都営水道 25 市町（多摩地区）の水道事業の現況
- ・ 水道水源と水系別給水区域概念図

参考

- ・ 事業概要（15 年度版）（東京都水道局）
- ・ 事業年報（14 年度版）（東京都水道局）
- ・ 東京都の水道（14 年度版）（東京都健康局地域保健部）
- ・ 「特別区」事務の変遷 - 都区制度改革入門 - （財団法人特別区協議会）
- ・ 東京都のホームページ

第2 下水道事務

1 事務事業主体の根拠法令

下水道法（昭和33年法律第79号）

第2条の2 都道府県は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項

の規定に基づき水質の汚濁に係る環境上の条件について生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「水質環境基準」という。）が定められた河川その他の公共の水域又は海域で政令で定める要件に該当するものについて、その環境上の条件を当該水質環境基準に達せしめるため、それぞれの公共の水域又は海域ごとに、下水道の整備に関する総合的な基本計画（以下「流域別下水道整備総合計画」という。）を定めなければならない。

（管理）

第3条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、2以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

（管理）

第25条の2 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行なうものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村は、都道府県と協議して、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうことができる。

（管理）

第26条 都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは管理することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

（特別区に関する読替）

第42条 特別区の存する区域においては、この法律の規定（第25条の2第2項、第25条の3第2項及び第31条の2の規定を除く。）中「市町村」とある

のは、「都」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別区は、都と協議して、主として当該特別区の住民の用に供する下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うものとする。

東京都の下水道事業に地方公営企業法を適用する条例（昭和 27 年東京都条例第 82 号）

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項及び同法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 1 条の規定に基き、東京都の下水道事業に法の規定の全部を適用する。

2 沿革・経緯

特別区の区域の下水道

明治 16 年 明治初期のコレラの流行から、政府は東京府に対し上下水道の改良を促す「水道溝渠等改良ノ儀」を伝達した。

明治 17 年 これを受け東京府により神田地区の下水道工事が建設された。しかし、財政事情等のため小規模の整備にとどまった。

明治 33 年 下水道法（明治 33 年法律第 32 号）が制定された。

明治 41 年 旧東京市 15 区内を計画区域とする「東京市下水道設計」が策定され閣議決定された。

大正 2 年 第一期工事として現在の三河島処理区を着工する。

大正 10 年 「東京市下水道条例」を制定する。

大正 12 年 第一期工事がほぼ完成するが、同年 9 月の関東大震災でこれまでの建設工事を一旦打ち切り、新たに「帝都復興計画」に基づき整備を開始する。

昭和 7 年 東京市は隣接 5 郡 82 町村を編入し、合併した町村の下水道事業は東京市に引き継がれた。この結果、旧市域を対象とする「東京市下水道設計」、新市域を対象とする「郊外下水道」、「旧 12 町水道計画」の 3 計画が分立することになった。

昭和 25 年 3 つの計画を統合し「東京都市計画下水道」を策定した。

昭和 27 年 地方自治法が改正され、特別区には下水道の事務を行う権限は与えられなかった（公共溝渠は特別区の事務とされたが下水道法の下水道には含まれないとされた。）。同年地方公営企業法が制定され東京都の下水道事業は同法施行例第 1 条第 2 項の規定に基づき条例（東京都公営企業組織条例、東京都の下水道事業に地方公営企業法を適用する条例及び東京都地方公営企業の設置等に関する条例）により同法の規定の全部を受け、地方公営企業として位置づけられた。

昭和 33 年 下水道法が全部改正され現在の下水道法が制定された。同法で下

水道の設置・管理の主体を原則として市町村とし、同法第 42 条により特別区
存する区域においては、一部を除いて「市町村」とあるのは「都」と読み替え
ることが明記された。

昭和 47 年 都との協定により 8 区（目黒区、大田区、世田谷区、板橋区、練
馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区）において、枝線工事の一部を都から受託
して行っている。

平成 7 年 平成 6 年度末区部の下水道普及率がほぼ 100%を達成した。

多摩地区の下水道

現在、多摩地域では、市町村が公共下水道事業を行っているが、流域下水道
事業（複数の市町村の枠を超え、広域的かつ効率的な下水の排除、処理を目的
としたもの）は東京都が実施している。

多摩地区の下水道の沿革は、昭和 25 年武蔵野市の公共下水道事業から始まり、
昭和 28 年八王子市の中心部、昭和 31 年立川市の市街地部、昭和 33 年日野市豊
田地区、昭和 35 年三鷹市東部地区と逐次決定した。昭和 38 年三多摩地区環境
整備対策連絡協議会を設置、昭和 42 年「三多摩地区総合排水計画（第 1 次）」、
昭和 43 年「同（第 2 次）」を策定した。

昭和 43 年から流域下水道事業を東京都下水道局が実施した。

平成 14 年度末の多摩地区の下水道普及率は 94%である。

公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、本来市町村の事務で
あるが特別区内の事業は読み替え規程（下水道法第 42 条第 1 項）により大都市
事務として東京都下水道局が行っている。枝線工事については、各区（8 区）
が都からの受託事業として実施している。

読み替え規定にかかわらず、「特別区は、都と協議して、主として当該特別区
の住民の用に供する下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うもの
（同法第 42 条第 2 項）」とされているが、下水道法の一部改正（昭和 49 年法律
第 71 号）に伴う経過措置を規定する附則第 15 条により「前条の規定による改
正後の下水道法第 42 条第 2 項の規定により特別区が処理するものとされる主と
して当該特別区の住民の用に供する下水道の設置、改築、修繕、維持その他の
管理に関する事務は、同項の協議において定める日までの間は、同項の規定に
かかわらず、従前の例により都が処理する」とされている。

別添資料

- ・ 下水道局の組織図
- ・ 職員配置表
- ・ 本局・事業機関一覧

- ・平成 15 年度予算（下水道・流域下水道）
- ・平成 14 年度決算（下水道・流域下水道）
- ・流域下水道全体計画図

参考

- ・事業概要（15 年度版）（東京都下水道局）
- ・「特別区」事務の変遷 - 都区制度改革入門 - （財団法人特別区協議会）
- ・東京都のホームページ

第3 港湾事務

1 事務事業主体の根拠法令

港湾法（昭和25年法律第218号）

第2条 この法律で「港湾管理者」とは、第2章第1節の規定により設立された港務局又は第33条の規定による地方公共団体をいう。

2 この法律で「重要港湾」とは、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定めるものをいい、「特定重要港湾」とは、重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で政令で定めるものをいい、「地方公共団体港湾」とは、重要港湾以外の港湾をいう。

3 この法律は、漁業の用に供する港湾として他の法律によって指定された港湾には適用しない。但し、当該指定された港湾で、政令で定めるものについては、この限りでない。

第4条 現に当該港湾において港湾の施設を管理する地方公共団体、従来当該港湾において港湾の施設の設置若しくは維持管理の費用を負担した地方公共団体又は予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体(以下「関係地方公共団体」という。)は、単独で又は共同して、定款を定め、港務局を設立することができる。

2 前項の規定は、国及び地方公共団体以外の者が、水域施設及び外郭施設の全部又は大部分を維持管理している港湾においては、その者が関係地方公共団体のいずれかに港務局の設立を求めた場合を除きこれを適用しない。

3 港務局の設立を發起する関係地方公共団体は、その議会の議決を経た上、単独で又は共同して港務局を設立しようとする旨、予定港湾区域及び他の関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間を公告し、且つ、他の関係地方公共団体より意見の申出があったときは、これと協議しなければならない。但し、関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間は、一箇月を下ることができない。

4 前項の期間内に他の関係地方公共団体より同項の規定による意見の申出がなかったとき又は同項の規定による関係地方公共団体の協議が、議会の議決を経て調ったときは、港務局を設立しようとする関係地方公共団体は、港務局の港湾区域について、左の区分により、国土交通省で定める手続により、国土交通大臣又は都道府県知事の認可をうけなければならない。

重要港湾については国土大臣

地方港湾であつて都道府県が港務局の設立に加わっているものについて

は国土交通大臣

前2号以外の港湾については予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事

(省略)

国土交通大臣は又は都道府県知事は、予定港湾区域が、当該水域を経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域であつて、当該予定港湾区域に隣接する水域を地先水面とする地方公共団体の利益を害せず、且つ、港則法(昭和23年法律第174号)に基づく港の区域の定のあるものについてはその区域をこえないものでなければ、第4項の認可をすることができない。但し、同法に基づく港の区域の定のある港湾について、経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域を定めるために同法に基づく港の区域をこえることがやむをえないときは、当該港の区域をこえて認可することができる。

第4条 港務局は、営利を目的としない公法上の法人とする。

第5条 港務局の定款には、左の事項を記載しなければならない。

名称

港務局を組織する地方公共団体

~ (省略)

2 定款又はその変更は、港務局を組織する地方公共団体の議会の承認を受けなければ、その効力を生じない。

第33条 関係地方公共団体は、港務局を設立しない港湾について、単独で港湾管理者となり、又は港湾管理者として地方自治法第284条第2項若しくは第3項の地方公共団体を設立することができる。港務局の設立されている港湾において、当該港務局が定款の定めるところにより解散しようとする場合も同様である。

2 沿革・経緯

1854年 日米通称条約が締結され、神奈川、長崎など5港が開港されたが、江戸と大阪は開市()となった。

外国人居留地の設置、市場取引、交遊等、外国人との応対開放地域と定める。

慶応4年(1868年) 江戸は東京府と改称され日本の首都となったが、横浜港の繁栄をよそに江戸湊は発展することはなかった。

明治31年 東京市が発足し、港湾事務も東京市に移るとともに、東京開港の動きが高まり、築港計画を内務大臣に提出し衆議院の可決を得ることとなったが、東京築港に反対する横浜市民の反対運動が激化し、東京市会議長星亨の暗殺事件にまでエスカレートし、またしても断念せざるえないこととなった。

明治 40 年 原敬内閣の「港湾調査会」において、東京港は第二種重要港に指定された。

大正 12 年 関東大震災により東京港の発展は一時後退した。しかし、昭和 14 年小橋東京市長による開港促進に関する所見表明、その後頼母市長による開港への積極的取り組みにより、市長、市会、東京府選出国會議員、関係者が一丸となる開港促進運動の展開が実り、昭和 15 年東京港開港の案件が閣議に上程された。横浜市側は死活問題であるとして、東京港反対運動を展開したが、政府による説得が続けられ、「横浜・東京港の統合に関する件(ア)横浜港とともに京浜港として取り扱われ、それぞれ東京港区、横浜港区として別個に規制を受ける。(イ)東京港は外航船は満州国、中華民国、関東州のみを対象とする。」が閣議決定された。

昭和 16 年 5 月 大久保東京市長のときに、ついに東京港は開港できた(同月 20 日)

昭和 16 年 12 月 同月 8 日、太平洋戦争が始まり、東京港は軍専用の輸送基地として軍の統制下におかれ、終戦後も進駐軍に押さえられて、港の機能は長い間停止状態となり、血のにじむような努力を重ねて、ようやく開港した東京港も、戦争によって再びゼロの状態に戻ってしまった。

しかし、その後第二次世界大戦の復興に際し建設省の国土計画要綱ならびに運輸省の港湾復興計画に基づき、東京港修築 5 ヶ年計画が策定され、新たな東京港の建設が行われた。航路、泊地、公共用接岸護岸などが整備され今日の繁栄の礎が築かれた。

3 東京港の管理運営

昭和 25 年に港湾法が制定され港湾管理者制度が確立した。港湾管理者とは、港湾法に基づき港湾の開発、利用及び管理に関する責任を負い必要な業務を遂行するものとされている。港湾法が制定される以前は、国、地方公共団体及び私企業の三者が港湾の管理を行っていたが、同法により港湾にはひとつの管理者しか存在することができず、その港湾管理者は地方公共団体の意志に基づき設立できるものとされた。これにより、昭和 26 年 11 月 1 日から東京都が港湾管理者となった。東京港は同年 9 月 22 日に外国貿易の増進上、特に重要な港湾として、横浜、川崎、名古屋などの諸港とともに「特定重要港湾」に指定されている。

東京港の区域は、平成 15 年 4 月現在、5 区(中央区、港区、江東区、品川区、大田区)にまたがっている。また、東京港に関わる特別とん譲与税(平成 13 年度決算額 377,169 千円)は、管理者である東京都に交付されている。

別添資料

- ・ 東京都港湾局の予算、職員数
- ・ 全国港湾数一覧
- ・ 特定重要港湾の管理機関
- ・ 東京港港湾区域図及び京浜港(東京区)港域図
- ・ 東京都港湾局組織一覧
- ・ 特定重要港湾及び重要港湾の位置図

参考

- ・ 東京都港湾局事業概要平成 15 年版 (東京都港湾局)
- ・ 東京港史第 1 巻 (東京都港湾局)
- ・ 国土交通省等港湾関連ホームページ

第4 病院事務

1 事務事業主体の根拠法令

医療法（昭和23年法律205号）

第7条 病院を開設しようとするとき、医師及び歯科医師でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第8条から第9条まで、第12条、第15条、第18条、第24条及び第27条から第30条までの規定において同じ。）の

許可を受けなければならない。

第31条 この章において、「公的医療機関」とは、都道府県、市町村その他の厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。

第33条 国庫は医療の普及をはかるため特に必要があると認めるときは、都道府県、市町村その他の厚生労働大臣の定める者に対し、その開設する公的医療機関について、予算の定める範囲内においてその設置に要する費用の一部を補助することができる。

第34条 厚生労働大臣は、医療の普及をはかるため特に必要があると認めるときは、前条に規定する者に対し、公的医療機関の設置を命じることができる。

2 前項の場合においては、国庫は、予算の定める範囲内において、その設置に要する費用の一部を補助する。

改正前の地方自治法第2条第1項では、普通公共団体が設置もしくは管理する施設として、「病院、隔離病舎、療養所」などが明記されていたが、現行法では、総括規定に改正されている。

2 沿革・経緯

明治初期におけるコレラ、チフス等の伝染病の流行に伴う東京地方衛生会立駒込、大久保、本所（現墨東）の各避病院の開設（明治12年）、また、精神疾患対策としての東京府てん狂院の開設（明治12年、現松沢病院）から始まった。

大正から第二次世界大戦終戦時に至るまでの間に、医療供給の絶対的不足から一斉に普通科が併置され、現在の総合病院の基礎が出来上がるとともに、産院、乳児院が設置された。

終戦後から昭和30年代後半にかけては、戦災、戦後の復興という社会状況の中で、結核が流行したことから、ほとんどの都立病院に結核病床を設置すると

ともに総合病院化「量」の確保を進めた。

昭和 40 年代には「質」の転換を図り、昭和 50 年駒込病院の開設をはじめとした都立病院の「高度・専門医療体制」の整備・拡充が図られ、新たな役割を担う都立病院の改築整備が進められたが、経営環境は一層と厳しさを増し、経営改善が重要な課題となった。

昭和 55 年「東京都公営企業等財政再建委員会答申」、昭和 59 年「公設民営方式地域病院設置方針」、元年「東京都保健医療計画の策定」、3 年「あすの都立病院を考える懇談会の報告」、5 年「都立病参院運営基本方針の策定」、13 年「都立病院改革会議報告」、「都立病院改革マスタープランの策定」、15 年 1 月「都立病院改革実行プログラム」を経て、現在、医療サービスの向上や病院の再編整備が進められている。

別添資料

- ・ 都立病院一覧
- ・ 都立 13 病院平成 14 年度決算病院会計収益的収支
- ・ 特別区医療施設数
- ・ 都立病院の沿革
- ・ 都立病院の概要
- ・ 都立病院配置図
- ・ (都立病院)平成 14 年度病院会計決算総括表
- ・ 都立病院改革実行プログラム

参考

- ・ 東京都病院経営本部事業概要平成 15 年度版
- ・ 東京都医療機関名簿（平成 15 年）
- ・ 東京都、政令指定都市医療関係ホームページ

第5 消防事務

1 事務事業主体の根拠法令

消防組織法（昭和22年法律第226号）

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

消防本部

消防署

消防団

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第16条 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第6条に規定する責任を有する。

第17条 前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。

2 特別区の消防長は、都知事が任命する。

第18条 前2条に規定するものの外、特別区の存する区域における消防については、特別区の存する区域を以て一の市とみなし、市町村の消防に関する規定を準用する。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成12年東京都条例

第13号）

第2条

80 消防組織法(昭和22年法律第226号。以下この項において「法」という。)、特別区の消防団の設置等に関する条例(昭和38年東京都条例第53号。以下この項において「条例」という。)及び法第15条第2項の規定により特別区の消防団の組織等を定める規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各特別区
---	------

イ 法第 15 条の 5 の規定による消防団長の任免及び消防団長以外の消防団員の任免に係る承認	
---	--

2 沿革・経緯

明治 27 年 政府は、「消防組織規則」(明治 27 年勅令第 15 号)を制定し、府県知事の管掌として、全国的な統一を図った。

明治 13 年 6 月 東京の消防は、内務省警視局の下に公設常備消防機関として「消防本部」が設置されたことにはじまる。以来、警察行政機構の中に属していた。

明治 14 年 6 月 「消防本署(旧消防本部)」の下に 6 消防分署を設置した。

昭和 7 年 東京市は、市域を拡張(5 郡 82 町を合併)し、新設された 20 区に消防署等を設置した。

昭和 18 年 東京都制が施行され、警視庁消防部の本部組織の下に、44 消防署(八王子、立川、武蔵野署を含む)等が置かれた。これは昭和 18 年 6 月の内務省告示により、従来消防署は東京府内においては区の存する区域にしか設置できなかった点が改正され、多摩の地域にも設置されたものである。

昭和 23 年 3 月 「消防組織法」の施行に伴い、消防は警察から分離され、自治体消防として分離独立し、市町村がそれぞれ消防責任を負うことになった。特別区については消防の「責任」と「管理」を別の主体に分けて規定されたが、特別区が連合して果たすべき責任については不明のまま、事実上、「東京消防庁」が設置された。一方、多摩地区においては、各市町村の管理する消防が独自に発足した。

その後、三多摩地域においては、急速に市街化が進んだために、行政需要が著しく増え、市町村が独自に消防責任を果たすよりも、一体的に処理することが、行財政上からも好ましいと考えられ、各市町村からも次のような理由から、常備消防の統一的処理を望む声が強くなり、昭和 35 年以降、数回にわたり地方自治法第 252 条の 14 第 1 項に基づく事務委託(消防団事務、消防水利事務を除く。)がなされた。

理由 1 東京都の消防は、昭和 23 年まで警視庁消防部により一括管理されていたこと。

2 自治体ごとの単独消防組織では、消防力の有機的機能が発揮できないこと。

3 消防本部未設置市町村との消防相互応援協定が困難なこと。

4 多くの市町村には、国有、都府の消防対象物が多数存在するため、市町村のみに消防責任を負わずことに不合理があること。

5 各市町村とも財政負担の増大に伴い財政難であること。

6 市町村間の人事交流が不可能なため、士気が停滞していること。

一方、島嶼^{しよ}地域の消防は、町村の責任において実施されているが、東京消防庁消防長は都知事の代決機関として危険物の許可事務、各種資格試験等処理している。平成 15 年 4 月現在、東久留米市、稲城市を除く多摩地区 24 市 3 町 1 村が委託している。

消防組織法において、特別区における消防事務については、その「責任」と「管理」を別の主体に分けて規定されたが、特別区が連合して果たすべき責任については不明のまま経過しており、都知事から特別区に対する協議あるいは報告等はない。

別添資料

- ・ 東京消防庁の組織
- ・ 消防方面本部及び消防署一覧
- ・ 東京消防庁管内図
- ・ 消防の予算
- ・ 階級別職員の配置定数
- ・ 車種別消防車両の配置定数
- ・ 消防団の現勢
- ・ 受託市町村消防力等の状況

参考

- ・ 「特別区」事務の変遷 - 都区制度改革入門 - （財団法人特別区協議会）
- ・ 第 54 回東京消防庁統計書（平成 13 年）（東京消防庁）
- ・ 平成 14 年 消防行政の概要（東京消防庁）

(参考) 警察事務

1 事務事業主体の根拠法令

警察法(昭和29年法律第162号)

都道府県警察の設置

(設置及び責務)

第36条 都道府県に、都道府県警察を置く。

(組織及び権限)

第38条 都道府県知事の所轄の下に、都道府県公安委員会を置く。

3 都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。

(警視庁及び道府県警察本部)

第47条 都警察の本部として警視庁を、道府県警察の本部として道府県警察本部を置く。

3 警視庁は特別区の区域内に、道府県警察本部は道府県所在地に置く。

旧警察法における特別区の取扱い

- ・特別区を一つの市とみなして、都知事の所管の下に特別区公安委員会を置き、その委員は、都議会の同意を得て、都知事が任命する(第53条)。
- ・警視總監の任命・罷免は、内閣総理大臣の意見を聴くこと(第52条の2)。
- ・特別区の存する区域における自治体警察に要する費用は、都の負担とする(第52条の3)。

旧警察法 第3章 自治体警察 第4節 特別区に関する特例

第51条 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における警察の責に任ずる。

第52条 前條の特別区には、都知事の所轄の下に市町村公安委員会に相当する特別区公安委員会を置き、その委員は、都知事が、都の議会の同意を経てこれを任命する。

第52条の2 特別区の存する区域における自治体警察の警察長は、特別区公安委員会が、これを任命し、一定の事由により罷免する。

前項の場合においては、特別区公安委員会は、内閣総理大臣の意見を聴かなければならない。

第52条の3 特別区の存する区域における自治体警察に要する経費は、都の負担とする。但し、国庫は、予算の範囲内においてその一部を負担することができる。

第53条 前4條に規定するものの外、特別区の存する区域における自治体警察については、特別区の存する区域を以て一の市とみなし、市町村警察に関する規定を準用する。

警察庁の設置

(設置及び組織)

第4条 内閣総理大臣の所管の下に、国家公安委員会を置く。

(設置)

第15条 国家公安委員会に、警察庁を置く。

2 沿革・経緯

【第2次大戦前】

- ・明治4年10月 東京府の治安維持のため、諸藩の藩兵の寄り合いである警備組織（府兵制）に代わり、ポリス制を府の警備組織に採用し、邏卒制（2,000人を鹿児島士族から、1,000人を各府県から徴募した。）を設置した。
- ・明治6年8月 邏卒の所管を東京府から司法省へ移管した。
- ・明治6年10月 司法省は東京府下に新しい警察制度を樹立するため、司法省内に警保寮の職制及び番人制（府下の区の民費により維持し、警保寮が指揮する。）を設置した。
- ・明治7年1月 内務省（同月創設）に東京警視庁（その長官は大警視川路利良）を設置し、これまで司法省で管掌していた東京府下の行政警察事務を内務省に移管する共に、東京府下の消防事務のすべてを管轄することになった。なお、番人制を廃止し、「邏卒」を「巡查」と改称した。
- ・明治10年1月 東京警視庁は廃止され、その事務は内務省警視局に移され、東京府下の警察事務は新たに設置された東京警視本署が行うこととなった。これは、薩摩士族の反抗を予測して、まだ未整備であった地方警察の力を強化するため、訓練の行き届いていた警視庁の警察官を内務省に直属させ、これを地方警察に派遣して、指導監督に当たらせるためであった。
- ・明治13年6月 警察事務と消防事務を分離することになり、内務省に消防本部（明治14年に消防本署と改称）が設置された。
- ・明治14年 警視庁が再び設置された。
- ・明治26年4月 三多摩が東京府に編入されたため、この地の警察署は神奈川県南多摩郡警察署が八王子警察署に、北多摩郡警察署が府中警察署に、西多摩郡警察署が青梅警察署になり、警視庁の管轄下に入った。

【第2次大戦後】

旧警察法（昭和22年法律第196号）の時期

昭和22年9月の片山総理大臣の警察制度改組計画に対するマッカーサー書簡に従って警察法が制定された。従来の中央集権的国家警察を根本的に改革して、国家地方警察と自治体警察の二本建てとするとともに、その責務を限定し、その管理を民間人からなる公安委員会に委ね、警察運営の民主化を促

進することを目的とした。

ア 都道府県国家地方警察と自治体警察

自治体警察（市及び人口 5000 以上の市街的町村）

都道府県国家地方警察（自治体警察の管轄区域を除く都道府県の区域）

第 3 章 自治体警察 第 1 節 総則

第 40 條 市及び人口五千以上の市街的町村（以下市町村という。）は、その区域内において警察を維持し、法律及び秩序の執行の責に任ずる。

イ 公安委員会制度の採用

第 2 章 国家地方警察 第 1 節 国家公安委員会

第 4 條 内閣総理大臣の所轄の下に、國家公安委員会及び警察官の定員 3 万人を超えない国家地方警察隊を置く。その経費は、國庫の負担とする。

新警察法（昭和 29 年全部改正、法律第 162 号）の時期

ア 自治体警察を廃止し、都道府県警察へ一本化した。

イ 改正の理由

人事の停滞、広域にわたる犯罪の鎮圧の困難、警察維持に関する財政的困難のほか、国の法令の執行が地方の事情・政治力・財政力等によって不合理な差別を生ずることが挙げられている。

3 参考資料

警視庁の予算・職員定数

職員定数 平成 15 年度予算	合 計 (人)	警察官				警察職員
		警 視	警 部	警部補 及び巡查長	巡 査	
6,145 億 3,500 万円	44,884	1,051	2,395	25,298	13,279	2,861

組織

警視庁

東京都知事	東京都公安委員会	警視總監	副總監	総務部・警務部・交通部・警備部・地域部・公安部・刑事部・生活安全部・組織犯罪対策部・警察学校		
				方面本部	警察署	警務課・交通課・警備課・地域課（交番・駐在所・パトカー）・刑事課生活安全課・組織犯罪対策課

警察庁

内閣総理大臣	国家公安委員会	警察庁長官	次長	長官官房・生活安全局・刑事局・交通局・警備局・情報通信局・附属機関（皇宮警察本部・科学警察研究所・警察大学校）
--------	---------	-------	----	---

参考

- ・東京百年史 第2巻、第3巻（ぎょうせい）
- ・警察法（新版） 田上穰治（有斐閣）
- ・東京都及び警視庁の各ホームページ